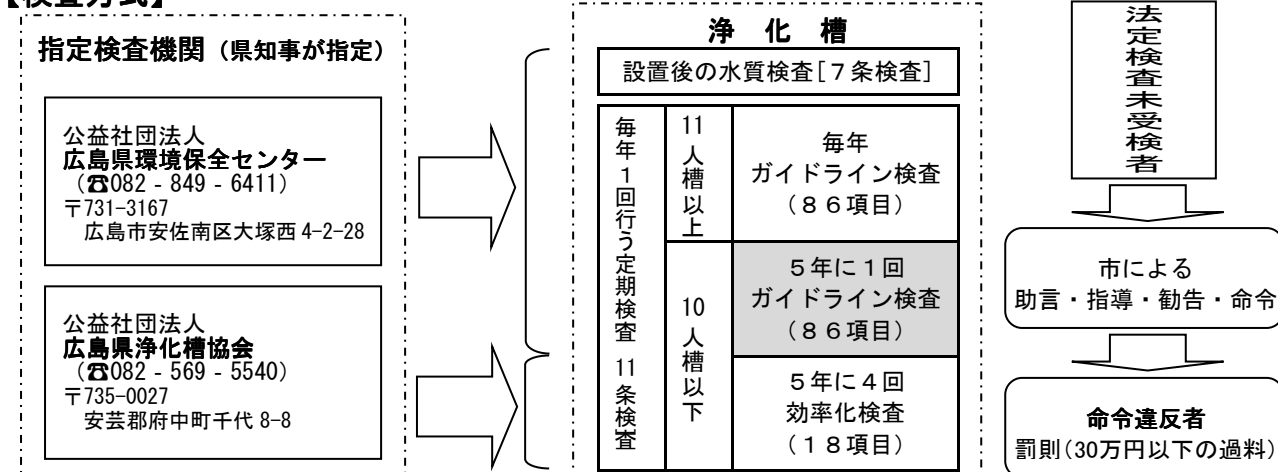


# 浄化槽法定検査を受けましょう

- 浄化槽を管理(設置)されている皆様には、次のことが浄化槽法で義務付けられています。
  - ・保守点検(メンテナンス:点検,調整,修理等)
  - ・清掃(浄化槽内に生じた汚泥等の引き抜き,関連装置・機器類の洗浄,清掃等)
  - ・法定検査(設置後の水質検査[7条検査],毎年1回行う定期検査[11条検査])
- 法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、生活雑排水等が十分浄化されているかを確認するために不可欠な検査です。必ず実施しましょう。

## 【検査方式】



## 【ガイドライン検査と効率化検査のローテーション】(10人槽以下の浄化槽)

- ガイドライン検査と効率化検査のローテーションは、地域によって決められており、三原市は令和6年度、ガイドライン検査となります。

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
効率化	効率化	効率化	効率化	ガイドライン	効率化	効率化	効率化	効率化	ガイドライン

※ガイドライン検査は(公社)広島県環境保全センターが、効率化検査は(公社)広島県浄化槽協会が実施します。

## 【検査料金】(10人槽以下の浄化槽)

- 10人槽以下の浄化槽の検査料金は、次の表のとおりです。11人槽以上の浄化槽については指定検査機関にお問い合わせください。

	設置後の水質検査 【7条検査】	年1回行う定期検査【11条検査】	
		効率化検査	ガイドライン検査
合併処理浄化槽	11,000円	5,000円	7,000円
単独処理浄化槽	—	5,000円	5,000円

※合併処理浄化槽:し尿と台所等の生活雑排水とを併せて処理する浄化槽をいいます。

※単独処理浄化槽:し尿のみを処理する浄化槽をいいます。

## 【受検手続】

- 法定検査を受けるには、書面による契約が必要です。

- ※ 受検手続については、(公社)広島県環境保全センター(連絡先:082-849-6411)又は(公社)広島県浄化槽協会(連絡先:082-546-2168)に連絡してください。
- ※ 指定検査機関又は指定検査機関から委託を受けた者が、「浄化槽法定検査受検契約書」を持参し契約に伺うほか、指定検査機関から直接、契約書が郵送される場合もあります。
- ※ なお、法定検査に係る詐欺にご注意ください。

## ～ よくある質問 ～

Q 保守点検や清掃も業者に頼んでいるのに、それでも法定検査を受けなければなりませんか。

A 保守点検や清掃は浄化槽管理者(設置者)が自ら行うものですが、専門的知識や技術が必要なために、保守点検業者や清掃業者に委託しているもので、いわば**日常の健康管理(自動車では日常点検)**にあたります。

法定検査は、保守点検や清掃が正しく実施されているかを公的機関(県の指定検査機関)が検査を行うもので、いわば**健康診断(自動車では車検)**にあたります。

このように、保守点検・清掃と法定検査は趣旨、目的、内容等も異なるため、保守点検・清掃を行っていても、法定検査は受けなければなりません。

Q 毎年1回法定検査(11条検査)を受けるように言われましたが、すべての浄化槽が対象となるのでしょうか。

A 浄化槽の規模や処理方式等に関わらずすべての浄化槽が対象となっています。(平成13年4月から、既設浄化槽(みなし浄化槽)として取り扱われることとなった**単独処理浄化槽も対象**です。)

Q 平成18年2月に施行された改正浄化槽法では、法定検査の維持管理に対する都道府県の監督規定が強化されたと聞きました。その内容はどのようなものでしょうか。

A 法定検査の受検率を向上させ、適正な維持管理の徹底を図るため、県(政令市、権限移譲を受けた市町)は、未受検者に対する助言・指導をすることができ、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、勧告・改善命令を行うことができ、命令に違反した場合の罰則(30万円以下の過料)規定が新たに設けられました。

なお、浄化槽に係る各種手続き、適正管理に関する助言・指導・勧告・命令については、平成20年4月に、広島県から三原市に権限移譲されています。

### ＝検査を受ける前に＝

保守点検又は清掃を実施した際に、業者から受け取った記録票は、3年間保存してください。保守点検記録票・清掃記録票の保存状況と内容をチェックします。

管理者が変更した場合の管理者変更報告書(変更後30日以内)や、浄化槽を撤去した場合の使用廃止届出書(廃止後30日以内)は、**生活環境課**に提出してください。

### 【問い合わせ先】

- 浄化槽に係る各種手続きと適正管理については、**生活環境課(☎0848-67-6168)**にご連絡ください。
- 浄化槽に関する情報は、県の環境情報サイト「eco(エコ)ひろしま」にも掲載しています。

ecoひろしま

検索

